

- 第3回実務者会議にて「お客様番号の定義を明確にすべきでないか」と意見が挙がった。
- 検討を進める中で、「スイッチング支援システムにおけるお客様番号」との名称不一致が発覚した。
- スイッチング支援システムにおけるお客様番号の対応を含め、今回定義(案)を提示する。

	案文中の表記	スイッチング支援システムの項目名称
現状	現小売の <b>お客様番号</b>	現小売の <b>契約番号</b>
変更(案)	現小売の <b>契約番号</b>	

- これまで案文とシステムの項目名でかい離があったが、システムの項目名と整合するため、**【現小売の契約番号】**に統一する。
- 契約番号の定義は、**【現小売が需要家に対し通知する、需要家を特定するための番号】**とする。  
**【契約番号】**という名称を使用しなければならない訳ではない。  
(お客様番号、お客様IDなど、呼称は自由に決めてよい)